

平成 27 年 6 月 25 日

会津若松市議会議長 戸川 稔 朗 様

政策討論会第 1 分科会委員長	土 屋 隆
政策討論会第 2 分科会委員長	清 川 雅 史
政策討論会第 3 分科会委員長	長谷川 光 雄
政策討論会第 4 分科会委員長	樋 川 誠
政策討論会議会制度検討委員会委員長	横 山 淳

#### 次期議会への申し送りについて（通知）

標記の件について、平成 27 年 6 月 25 日に行われた本市議会政策討論会全体会において、各分科会及び議会制度検討委員会が、次期議会へ申し送るべき事項を下記のとおり決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、下記事項に関する詳細について記載いたしました別冊資料を添付いたしますとともに、市長に対する提言事項を参考に添付いたしますので、合せて申し送りくださいますようお願いいたします。

#### 記

### I 政策討論会第 1 分科会の申し送り事項

1. 討論テーマ① 本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について  
～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり

具体的な政策課題：健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて  
～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～

第 1 分科会に割り振られた討論テーマについてのうち、一つ目の「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」については、具体的な政策課題として「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づ

くりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～」を設定し調査研究を進めてきた。

このことについての政策課題のまとめと今後の取り組みの方向性として、次のとおりまとめたものである。

#### (1) 財政分析

##### ① 政策課題のまとめ：長期総合計画と財政計画の連動が必要である

長期総合計画に基づく計画的な市政運営を着実に進めていくためには、中長期的な視点に立った財政運営が重要であり、長期総合計画と財政計画の連動は必要不可欠である。

長期総合計画は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について議決を経て、自治体計画とする。

財政計画は、これまでの中期財政見通しと同程度のものとし、主要なハード・ソフト事業を加えるとともに、その事業の実施時期（優先順位）を見通せるものとする。さらに、実施時期（優先順位）の変更等も含め、毎年度見直しを行いながら計画を修正することが必要である。

##### ② 今後の取り組みの方向性

執行機関に対し、長期総合計画と連動した財政計画として、主要なハード・ソフト事業の実施時期（優先順位）を見通せる計画の策定を求めていく必要がある。

財政状況は一定の改善が認められるが、市税収入の厳しい状況が続くことも見込まれることから、決算統計等を活用した財政分析（定点チェック）と予算審査、決算審査等とおした政策形成サイクルにより、本市の財政の持続可能性の分析・評価を継続するとともに、市債残高の着実な低減への取り組み等を注視していく必要がある。

#### (2) 自治基本条例

##### ① 政策課題のまとめ：まちづくりの基本的な考え方や住民参加、市政運営のルールを定めた自治基本条例が必要である

自治基本条例の必要性については、必要であるとの意見が多数であったものの、必ずしも必要ではないとの意見もあり、現時点では、分科会として一定の合意に至らなかった。今後、意見の差をどのように埋めていくかが課題である。

##### ② 今後の取り組みの方向性

自治基本条例の必要性については、第1分科会においては必要であるとの意見が多数であったものの、議会内部では議員間で温度差がある。

今年度、執行機関からは自治基本条例の条例案が提出される見込みであることから、大きな論点となる。そのため、政策討論会全体会などをおして理解を求めていくとともに、自治基本条例の策定について執行機関の動向を注視していく必要がある。

#### (3) 公共施設マネジメント白書

##### ① 政策課題のまとめ：公共施設マネジメントについては、今後の本市の最重要課題の一つである

公共施設マネジメント白書については、当分科会としての意見集約を行うまでには至らなかったが、公共施設マネジメントについては、今後の本市の最重要課題の一つである。

##### ② 今後の取り組みの方向性

都市内分権や庁舎等整備の方向性の研究と併せ、執行機関が策定予定の公共施設総合管理計画の取り組みを注視するとともに、公共施設マネジメントの調査・研究

を継続する必要がある。

## 2. 討論テーマ② 行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性

具体的な政策課題：均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について

2つ目の政策課題である「行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性」については、具体的なテーマとして「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」を設定し調査研究を進めてきた。

このことについての政策課題のまとめと今後の取り組みの方向性として、次のとおりまとめたものである。

### (1) 都市内分権

① 政策課題のまとめ：地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要である

地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様であり、これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。

都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。

### ② 今後の取り組みの方向性

全市統一的なサービスには限界が出ていることから、地域住民が自ら地域課題を解決するために、一定の権限及び財源が必要である。その課題解決に取り組む内容は、全市一律である必要はなく、地域の特性に応じたものとするべきである。また地域の自主性を尊重することで、それぞれの特色があってもよいと考える。以上の点を踏まえた上で、都市内分権の導入に向けた調査・研究を継続する必要がある。

また、長期総合計画の策定に合わせ検討される本庁舎等の整備の方向性を注視するとともに、都市内分権と関連した支所等を含む活動拠点となるハード整備のあり方や、庁舎の分散化と本庁舎の老朽化の課題に対応した庁舎等の整備の方向性についても調査・研究する必要がある。

## II 政策討論会第2分科会の申し送り事項

### 1 今後の取り組みについて

政策討論会第2分科会においては、これまで調査研究してきた政策課題の具体的なテーマである「地域環境の保全について」や、残された政策課題である「防災など地域の諸課題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」などの政策課題の検討も視野に入れるとともに、今期これまで政策研究を進めてきた「今後の地域社会福祉のあり方」や「生涯学習の推進」の具体的な事業である、「地域福祉計画の策定」や「生涯学習推進ビジョンの策定」について、本分科会としてもそのあり方について考え方を提言してきたところであり、執行機関の取り組み状況を注視していくものとする。

### Ⅲ 政策討論会第3分科会の申し送り事項

政策討論会第3分科会においては、これまで「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について具体的なテーマとして「地域経済が持続可能な形で活性化するあり方」や「地域産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）」について政策研究を進めてきたところであり、政策研究を進めていく中で本市における「産業振興基本条例の制定」が、少子高齢化による人口の減少とそれに伴う地域経済の衰退、経済活動のグローバル化による海外との競争激化、後継者不足等、地域産業を取り巻く問題・課題を解決する一つの政策的な手法にとらえ、その考えをまとめたところである。

しかしながら、産業振興基本条例の制定については、あくまできっかけであり、様々な問題・課題を解決するためには、多様な地域産業者の知恵と経験を生かし、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要である。このような取り組みを通して、地域経済の主体者である地域住民一人ひとりの生活が守られ、ひいては本市の地域産業が持続的に維持・育成されることを期待し今期議会の総括とする。

なお、今後の取り組みとしては、産業振興基本条例制定後の運用のあり方や地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成についてさらなる政策的手法の模索等、今後の研究課題であると認識している。

### Ⅳ 政策討論会第4分科会の申し送り事項

#### 1 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について

本テーマについては、具体的なテーマを「雨水流出抑制による総合的な治水対策について」及び「除雪に係る諸課題について」と設定し、溢水対策及び降雪対策のあり方について調査研究してきた。

いずれにおいても、防災対策を講ずるためには、行政のみによる対策では十分とは言えず、改めて地域と行政等との連携の必要性を確認したところである。

その一方で、少子高齢化や人口減少の影響により、地域もさまざまな問題を抱えている現状にある。このような中で、地域の諸問題を解決していくためには、行政と地域などが話しあい、地域の実情を踏まえながら、それぞれが担う役割について共通認識に立ち、それぞれが主体的に活動していく必要があると考えられる。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的テーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的テーマの今後の方向性については、以下のとおり整理したものである。

##### (1) 雨水流出による総合的な治水対策について

「雨水流出による総合的な治水対策について」は、前期議会からテーマとして取り上げ、調査研究を通じて当分科会の考えを取りまとめたところである。また、執行機関においては、平成27年度から2カ年の計画で総合治水計画を策定する考えが示されている。このようなことから、本市議会としては、これまで長きにわたり調査研究に取り組み、認識を深めてきた本テーマのあり方を踏まえながら、総合治水計画の策定経過を予算審査、決算審査等の機会を通じて監視していく必要がある。さらには計画策定後の具体的取り組みが計画に沿った内容となっているのか、

市民や事業者など多様な主体の参加を得ながら、総合的かつ効果的な取り組みが推進されているのかなど、総合治水計画の進捗を絶えず監視していくとともに、市民との意見交換を通じて地域実態を把握しながら、総合治水対策のさらなる推進に向けて関与していく必要がある。

## (2) 除雪に係る諸課題について

「除雪に係る諸課題について」は、今期中途からテーマ設定したものである。本テーマについては、市道の除排雪の推進という視点に加え、通勤・通学等に供する歩道の除排雪、除雪困難世帯への対応、私道の除排雪など多様な課題を認識しているところであり、これらに対応するためには、除排雪に係る窓口の一本化や地域住民との連携のあり方などさらなる検討が必要であるが、これらに係る検討はまだ緒に就いたばかりである。

今後については、地域の実態を踏まえ、より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れた総合的な視点から、安心できる市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要である。

## 2 都市計画の基本的方向性について

本テーマについては、具体的なテーマを「社会資本整備による都市計画の全体最適性について」及び「除雪に係る諸課題について」と設定し、調査研究を進めてきた。

これまで公営住宅の建て替えや都市計画マスタープランのあり方について調査研究してきた中で、都市縮減社会を迎えている今日においては、社会資本整備のあり方が市民生活の安全・安心の確保や地域コミュニティの維持に大きくかかわることを認識してきたところである。

また、厳しい地方財政の中で、都市縮減社会に対応した社会資本整備を図っていくためには、既存ストックの有効活用を図るとともに、社会資本の効率的・効果的な維持・更新を図ることが重要になるものと考えられる。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的テーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的テーマの今後の方向性については、以下のとおり整理したものである。（除雪に係る諸課題については、前出のとおり）

### (1) 社会資本整備による都市計画の全体最適性について

道路、橋りょう、公園、住宅、上下水道などのインフラ系の社会資本は、どれも市民生活を支える基盤として欠かせないものである。今後、これら社会資本整備のあり方を検討するに当たっては、様々なインフラ系の社会資本を総合的な視点から捉え、これらが円滑に稼働し得るあり方について理解を深める必要があり、今後一層顕在化してくるであろうインフラ系社会資本の老朽化への対応策が非常に大きな論点になるものと考えられる。

今後においては、さまざまなインフラ系社会資本の個別具体的な整備はもとより、社会資本整備を総合的な視点から捉え、市民生活の安全・安心と健全な行財政運営の両立を可能とするあり方について、さらなる調査研究が必要である。

## V 政策討論会議会制度検討委員会の申し送り事項

地方分権の進展により、人口減少、少子高齢化問題などをはじめ地域にある多種多様な問題への対応を求められる中であって、本市議会は今後も不断の議会改革に取り組み、さらにはこれらを踏まえた政策づくりを推進することにより、時代の要請に応え、市民福祉の向上に寄与しうる成果を継続的に市民の皆様に向けていく必要がある。

そのためには、議会活動や議員活動のあり方、市民との情報共有のあり方、さらには、議会活動や議員活動を支える議員定数・議員報酬のあり方などについて、引き続き議会として検討していくことを念頭に置き、次の事項について、市民の皆様とも情報共有を図りながら、さらなる議論を深めていく必要がある。

### (1) 議会活動の計画的推進のあり方

議会は、議会運営の改善に取り組むだけでなく、その結果により充実した機能等を活用して、市民意見を起点とした監視や政策提案に取り組み、政策課題の解決を図るなど市民福祉の向上に寄与することが求められている。

政策課題の解決に向けた取り組みと、その条件整備としての議会運営の改善といった関連する2つの取り組みを着実に進めるためには、当該取り組みに係る目標や目標達成のための具体的な活動内容、さらにはこれらの進捗を管理・評価するための指標等を明らかにし、計画的に取り組む必要があることから、そのあり方について検討する必要がある。

### (2) 市民参加機能の充実

市民自身が政策の立案、決定、監視、評価等にかかわり、市民本位の市政が運営されていくことが、市民満足度や市民福祉の向上、ひいては住民自治の促進につながるものと考えられる。

このような視点に立てば、政策過程における目標設定段階や評価の段階も含め、政策過程全体に市民参加を組み込み、これらを踏まえた意思決定を議会がしていくことが重要であることから、議会への市民参加のあり方についてさらなる検討が必要である。

### (3) 議会活動や議員活動の見える化の推進

今期議会では、議会白書の発行等を通して、議会活動や議員活動の見える化に取り組んできたが、議会への市民の理解や参加を促進していくためには、市民が求める情報、共有すべき情報とはどのようなものか、絶えず検討していく必要がある。

今後も議会白書や議会広報の活用、ICT（情報通信技術）の活用などを通して、議会活動の内容について市民にわかりやすく説明するなど、議会活動のさらなる見える化に努める必要がある。

### (4) 議会（議員）評価のあり方の検討

議会活動・議員活動の現状の到達点を理解し、さらなる改善につなげていくためにも、議会・議員による自己評価にとどまらず、有識者等による評価、議会モニターなど市民による第三者評価など、多様な主体による評価の必要性を認識してきたところである。

議会（議員）評価は、議会（議員）活動の議論において、焦点化されやすい議員定数や議員報酬を検討する上でも、有効なツールになり得るものであり、評価の段階や

項目、活動指標や成果指標など、適切な評価を可能とするあり方などについて、今後検討が必要である。

#### (5) 議員定数・議員報酬のあり方の検討

今期議会では、議会活動や議員活動を行うための条件整備として、議員定数・議員報酬を捉え、そのあり方を検討してきた。

当市議会は議会基本条例を制定し、多様な市民意見を市政に反映し得る合議体としての議会づくりに取り組んできたところであるが、今後も不断の議会改革に取り組むことを通して住民自治を促進し、さらには市民福祉の向上に寄与するべく、活動の推進が求められる。

一方、市民との意見交換会等で、人口減少社会における議員定数についての課題提起もあったところである。

このようなことを踏まえれば、目指すべき活動を支える議員定数・議員報酬のあり方についても、当該活動と関連性を持ちながら、今後の人口の推移も注視しつつ、検証を継続するとともに、その結果を市民にも届け、市民とともに議論を重ねていく必要がある。